

10-1-2

週報

號二十第
日六月一年二十和昭

官報附録

昭和十一年十一月六日
第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日発行）

五錢

皇室の御近状

海運國策に就て

（逓信省）

—（國際時事解説）—

昭和十一年の 國際政局の回顧

（外務省情報部）



週報既刊各號掲載事項

- 刊行の趣旨**
政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。
- ▽第一號
 - 税制改革の要領
 - 西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一)
 - ▽第二號
 - 電力統制の必要性
 - 觀艦式に就て
 - 歐洲の政局——西班牙内亂を繞りて(二)
 - ▽第三號
 - 地方財政及税制改革
 - 燃料國策に就て
 - 支那は赤化し得るか
 - ▽第四號
 - 陸軍軍備の本格的充實
 - 新議事堂の話
 - 金「ブロック」崩壊と我が貿易
 - ▽第五號
 - 農村經濟更生と特別助成
 - 小學校教員俸給の道府縣負擔
 - 我國の人口
 - ベルギーの投じた歐洲平和への一波紋
 - ▽第六號
 - 滿洲移民の現況と其の將來
 - 法制化された方面委員制度
 - ルーズヴェルト大統領の再選
 - ▽第七號
 - 航空國策に就て
 - 思想犯保護觀察制度の實施
 - 危機を孕む中歐の情勢
 - ▽第八號
 - 國民健康保險制度の要旨
 - 海軍志願兵に就て
 - 日獨防共協定の意義
 - ▽第九號
 - 來年の豫算
 - 我國の人口動態
 - 獨逸の河川條項廢棄と特別汎米會議の開催
 - ▽第十號
 - 國際觀光事業の一般趨勢
 - 羊毛工業の現在と將來
 - 對支文化事業の動向
 - ▽第十一號
 - 金融機關を語る
 - 退職積立金及退職手當法の施行に就て
 - 國際問題化した資源及植民地の再分配

皇室の御近狀

海運國策に就て

——(國際時事解説)——

昭和十一年の

國際政局の回顧

最近公布の法令

遞信省(九)

外務省情報部(三四)

内閣官房總務課(四二)

皇室の御近状

昭和十二年の新春を迎ふるに當つて國基いよ／＼搖ぎなく皇威昭々として中外に輝くは九千萬同胞の共に慶祝に堪へぬ所でありませぬ。

申すも畏きことながら天皇陛下には本年御三十七歳の實算を數へさせられ天機益麗はしく玉體いやが上にも御健勝に拜し上げますことは誠に恐悦至極に存じ奉る次第であります。

殊に一系無窮の皇統を繼承し給ふ日嗣の皇子のあれましてより早くも五年國威揚々として旭日昇天の概あるは國民の等しく御同慶に禁へぬ所でありませぬ。

我國は肇國以來祭政一致の國でありまして陛下が祭祀のことを特に重ん

じさせ給ふことは今更申し上ぐるまでもありません。即ち皇室令に於いて定められた御祭典は申すに及ばず一日、十一日、二十一日の旬祭には長くも早朝御潔齋の上、宮中三殿に御親拜あらせられ、其の他の日には毎朝侍従をして御代拜せしめられ、只管國家國民の幸福を御祈念あらせられるのであります。かくて雨の日、風の日と雖、一日をも缺かし給ふことなきはこれ一に祭事を重んじさせ給ふ大御心と拜祭し奉るのであります。殊に一月一日の四方拜及び歳旦祭の如き早朝の御祭から新嘗祭の如き徹宵曉に及ぶの御儀に至るまで玉體を勞せらるゝこと又一入なるを思ふの時、眞に恐懼に堪へないのであります。

次には新年の朝賀を始め、政始講書始歌會、始帝國議會の開院式、觀兵式、或は親任式、親補式、位勳爵の親授式、外國使臣の信任狀及び解任狀捧呈式等、宮中の御儀式は又尠からぬを拜するのであります。

御政務御軍務については近來一層御多端に互らせられ、日々内閣、宮内省等よりの上奏御裁可を仰ぐもの實に夥しく、尙又國務各大臣の政務奏上、參謀總長、軍令部總長等の上奏等は時を選ばず御聽取あらせられ、樞密院本會議、軍事參議院の會議等の如き必ず親臨あらせられ、拜謁謁見を仰付られる數も亦非常の多數に上るのであります。

其の他四大節の御宴を始め、外國使臣、外國貴賓の外、各大臣、陸海軍特命檢閱使、師團長會議、海軍長官會議、地方長官會議、司法官會議等に出席の文武官に御陪食を仰付られ、時に管下の狀況についての言上を聽召され、或は御下問を賜うて所轄の實情を具さに御聽取あらせられるのであります。

御軍務については滿洲事變以來殊に御多端にあらせられ、時に深更、夜半に及ぶまでみそなはせられ、或は早朝上奏を御裁可あらせられる等、全く時間を超越しての御精勵に互らせられます。殊に彼の滿洲の野に殞れし將兵の上に

は特に大御心を注がせ給ひ一報する毎に戦歿將士に對する御軫念はもとより其の遺族に對してまでも御下問を給ひ生きて盡忠報國の誠を效したるものはさることながら死して護國の鬼と化したる英靈の爲に這般御府の一つを新たに御建設あらせられて顯忠府と御命名あらせられ戦病死者の寫眞と功績の記録を御保存あらせられましたことは洵に聖恩枯骨に及ぶ次第であります。

平時に於いては陸軍は年々海軍は三年毎に特別大演習を行ひ陛下には親しく大元帥陛下として御統裁遊ばされるのであります。陸軍の特別大演習だけに見ましても御登極以來昭和二年愛知縣同三年岩手縣同四年茨城縣同五年岡山縣並に廣島縣同六年熊本縣同七年大阪府並に奈良縣同八年福井縣同九年群馬縣並に栃木縣埼玉縣同十年鹿児島縣並に宮崎縣同十一年北海道の各管下に於いて大譟を各地に進め給ひ親しく國軍を鼓舞激勵遊ばされた

のであります。

昨年は殊に北國僻遠の地たる北海道に行幸あらせられ大演習御統裁前後に於いて全道歡喜の裡に室蘭旭川帶廣根室釧路札幌小樽函館の各地を御巡幸管下全般に亘つて詳細に御巡視あらせられ時に強風畏くも御外套を翻し豪雨御袖に漏るゝも意とし給はず北邊の道民に奉拜の機會を與へ給ひ宏野開拓の民に御慈みを垂れさせ給ふ聖慮の程畏しとも畏き極みであります。

此の行幸は實に御往復十九日間の長きに亘つたのであります。が些の御疲勞をも拜せず還幸後幾くもなく再び海軍特別大演習に行幸あらせられ九日間海上に於いて艦艦を率ゐて御統裁遊ばされたのであります。

かく御政務御軍務に御精勵の間に在つても内外政務軍事の御研鑽は一日も之を忽にし給はず火曜日の行政法の御進講木曜日の外交事情の御聴取金曜日の軍事學の御進講等があり更に廣く人文自然兩科學の範圍に於いても

向上精進を念とし給ひ毎木曜日午後に於いて此の方面の權威者又は外國よりの新歸朝者等について主要事項を御聴取あらせられるのであります。又國民生活の上には常に大御心を注がせ給ひ鰥寡孤獨の者を憐み給ふは勿論天災地變等に對しましても其の都度御内帑金を下賜あらせられますが昨年朝鮮の水害に對しては、いたく御軫念あらせられまして、特に侍従を御差遣あらせられ、又道般の尾去澤の慘禍に對しましても侍従を御差遣あらせられました。殊に昨秋北海道行幸に先立つて、北洋千島に侍臣を派して具さに民情を視察せしめられましたことは、島民は申すに及ばず國民齊しく感激の新たなる所であります。

皇后陛下に於かせられましたは御機嫌益麗はしく常に 聖上陛下の御身邊のことについては細大となく御心を注がせ給ふのみならず、皇太后陛下に對せられては御孝養のことに深く御心をつくさせ給ひ、且東宮殿下、義宮殿

下を始め奉り三内親王殿下の御教養に日夜御心を傾けさせられ内廷のことども日にしげくあらせられる中に、婦道の御修養にいそしみ給ひ常に御慈みを民草の上に注がせられ、日本赤十字社、通商總會、愛國婦人會、通商總會、東京慈惠會等へ行啓あらせらるゝの外、年々歳末、沍寒に際しては都下の貧困者並に醫藥給せざる薄倖者の爲に御内帑金を御下賜あらせられて御優しき慈悲を垂れ給ひますことは洵に恐れ多い次第であります。

皇太后陛下に於かせられましたは先帝神去りまし、以來、只管御愼みの中に在つて御追福を祈らせ給ふ傍、社會事業に大御心を垂れさせ給ひ、曩に癩救療の爲に多額の御下賜金を賜はり、癩患者の身の上を憐ませ給ひ、つれづれの友となりても慰めよ行くことかたきわれにかはりてと御詠出遊ばされまし、たが更に昨年十二月大正天皇の十年御式年祭に當りまして、先帝の寂慮に基いて創始せられました方面事業御獎勵の思召に依り金壹封を全日本方面委

員聯盟に賜はり、且同事業功勞者に對しまして御下賜品を賜はりましたことは眞に感激の外は御座いませぬ。

東宮殿下は御誕生以來滿三年と一箇月を過ぎましたが御身心共に御立派に御發育遊ばされまして、日毎に御教智のひらめきを拜し、御室内御内庭等にても御活潑に御運動遊ばさるゝ様を拜し奉つて、側近の者はたゞく感激いたして居ります。

義宮殿下、照宮殿下、孝宮殿下、順宮殿下、御共々御順調に御成長遊ばされ、御姉弟の御仲いとも御睦まじく、時に皇太子殿下を御中心に御團欒の御聲御内庭に漏るゝを拜するは、竹の園生のいや祭をゆく御有様もうかゞはれげに慶祝の至りに堪へませぬ。

茲に新春を迎ふるに當つて、謹んで皇室の御近狀を述べ、連綿窮りなき皇統の彌榮を祈ると共に、皇國の繁榮を壽ぐ次第であります。

(宮内大臣官房總務課謹記)

海運國策に就て

遞 信 省

我國は四面環海の海國である。我國が常時非常時を通じて、この特殊な地理的條件より享け來つた恩恵は極めて大なるものがある。特に多事多難なりしこの半世紀を通じて、克く内を守り、外に發展することを得たのは、實にこの天與の地理的條件の故に外ならなかつた。而して今や、我が艦艦はその量に於てこそ英、米には及ばないが、その勢威は隆々として宇内を歴し、又我が商船は凡そ水の續く限り世界の果までも旭日旗を翻へしつゝある狀況である。

斯くの如く、我國が世界の大海運國の一として數へらるゝに至つたことは、この特殊な地理的環境よりして、我が國運の伸展上必然の途であつたと謂はねばならない。併し乍ら、夙に發達すべくしてその機を逸し來つた我國海運が始めてその緒を近代的基础の上に据ゑたのは、漸く明治初年以後のことであつて、この時既に英吉利、和蘭、西班牙、葡萄牙、佛蘭西、獨逸等の先進諸國は優秀なる海運を擁して七洋を縦横に濶歩してゐたのであつた。これら先進海運國に伍して、搖籃期の我國海運が歩

一步その航權の伸展を畫することは決して容易な業ではなかつたが、關係者の不撓不屈の努力は政府諸般の施設と相俟つて、極めて目覚ましい發達の跡を示して先進諸國を驚異せしめたのである。試みに、これを船腹に就て觀れば明治初年僅かに數萬噸に過ぎなかつた我國海運は、日清戰爭前の明治二十六年には十六萬噸、戰後三十二萬噸となり、次いで日露戰爭前の明治三十六年には五十八萬噸、戰後は一躍百萬噸に達し、英、米、獨、佛、諸、伊に亞いで世界第七位に進んだ。更に歐洲大戰を契機とする世界海運の異常なる膨脹時代に際し、我國海運は遂に英、米に亞ぐ世界第三位の地歩を占むるに至つたのである。即ち、現在に於ける我國海運は内外地船舶を合してその總噸數約五百三十萬噸、内百噸以上の汽船約四百二十萬噸を算するのであるが、これらは何れも東洋近海は元より遠く歐羅巴、南北亞米利加、濠洲、阿弗利加の邊陲に至る迄配船せられ、漸次先進海運國の牙城に迫つて我が航權の伸展に邁進しつゝある狀況である。

我國海運が僅か半世紀の間に斯くも顯著なる發展を遂げた事實は世界海運史上にその比を見ざるどころであつて、これはもとより我が國運の全面的躍進の結果たるは論を俟たざるところではあるが、翻つて思ひを遠く致すならば、天來の海國が正にその趨くべき所に趨いたものであるとの感が深いのである。

世界船舶隻數並總噸數(一九三六年六月末現在總噸數百噸以上の汽船及機船)

國別	隻數	總噸數	國別	隻數	總噸數
英	九〇七九	二〇、七三二、八八三	和	一、四〇八	二、五〇七、三五四
英	六八九一	一、七七八、二八七	瑞	一、二四四	一、五〇六、五五七
英	二、一八八	二、九〇〇、二六六	希	六〇六	一、八〇〇、八五〇
英	三、〇二二	一、九〇五、二八一	西	八六一	一、四四五、五三一
日	二、三六七	四、二五九、〇九〇	丁	六九五	一、三三四、〇二九
獨	二、〇八五	三、七〇八、二〇二	白	一、七九九	三、八八四、三三三
佛	一、八五七	四、〇三三、六五五	伯	二八七	四、七五〇、九八
佛	一、四四〇	二、九七二、九七九	刺	三、一〇〇	四、九六一、三三〇
佛	一、〇七三	三、〇〇六、七五三	西	二、九一九	四、〇〇四、八八五
伊			計		
太			其		
利			の		
			總		

本邦船舶隻數並總噸數(總噸數二十噸以上、外地を含む)

年次	隻數	總噸數	年次	隻數	總噸數
明治二十六年末	六五七	二九五、七三三	大正六年末	一、四三一	二、七五五、〇四七
三十一年末	一九九五	六、一四四、二二六	十一年末	一、八五七	四、五二四、三四五
三十六年末	五九五二	一〇、三三三、八七八	昭和三十六年末	一、九〇八	四、九二八、八八九
四十一年末	七六八二	一五、八一、三三五	三十七年末	二、〇四五	五、二五八、五三四
大正元年末	一〇、五三三	一九九五、八五四	四十二年九月末	二、一〇一	五、二五九、三九三

海運の國家的重要性はこれを經濟及國防の兩面に大別し考察せられる。

運輸機關としての航空機は近來驚くべき發達を遂げたと言へ、近い將來に於て鐵道及商船に重大なる影響を及ぼすであらうとは到底考へ得られないところである。斯くて、海運が海上に於ける最重要の交通及貿易の手段たることは何人も首肯せざるを得ないところであらう。人あつて或は主張するかも知れない。成程、國際海上輸送機關としての海運の重要性はこれを認むるに吝かではない。併し乍ら、その目的のためには必ずしも多額の國費を投じて迄多數の自國船舶を保有する必要はない。必要とあらば他國船を利用すれば以つて足りるであらうと。これらの所説に對しては固より一々反駁の限りではないが、凡そ一國の交通及貿易を他國船舶に依存せしむるが如きは、一朝有事の際海運杜絶に瀕したときは勿論、平時に在つても他國との經濟競争上各般の障礙を惹起し得べきは容易に豫想せらるゝところであつて、その結果、或は自國産業の健全なる發達を阻碍し、更に國民經濟を破綻に導くが如き虞なきを保し難いのである。蓋し、近時諸外國が競つて巨額の國費を投じて自國商船隊の整備に努むるのみならず、動もすれば極力外國船舶を排除せんと畫策しつゝある所以は、上述の如く一國の交通貿易を他國船舶に依據せしむることの國家的不安を痛感せるがために外ならぬのである。

次に海運が貨客輸送に對する運賃收益に依り國際貸借上多大の貢獻を爲しつゝあることは、國家經

濟政策上看過すべからざる事實である。由來我國は輸入超過國であつて、この傾向は近年に及んで相當改善の跡を認め得るとは言へ、更に一步を進めてこれを輸出超過國たらしめんとするが如きは、我國の産業及資源の現狀より見て容易に望み難いところであらう。従つてこの國際貸借上の赤字はどうしても上記の海運關係收入その他の所謂貿易外收入によつて補填せらるゝことを要するのである。

今、昭和九年度我國海運關係收入を見るにその額實に二億五千萬圓を超え、これが關係支拂を控除するもその純收入一億四千五百萬圓を算するのであつて、この収入の大部分は言ふ迄もなく我が船舶が外國船と角逐して現貨に獲得し來つたものである。試みに、右の昭和九年度海運關係收入を同年の我國重要輸出品と比較するに、その金額綿織物、生絲に並ぎ、人絹、絹織物を遙かに凌駕する状態である。以てその國際貸借上に於ける重要な地位を知るべきである。

更に、海運と國防との關係に就ては、特に近代の歴史が明白に物語るところであつて、こゝに絮説する迄もないのであるが、これを要するに、一旦緩急の場合海運は海上兵力の一部として、將又軍隊軍需品の輸送手段として、極めて重要な役割を有するものなるが故に、その優劣が依つて以て戰爭の大局に多大の影響を及ぼすが如き事例を尠なしとしないのである。これは日清、日露の兩役に於て我國が痛切に體驗し來つたところであるが、殊に歐洲大戰の經驗は世界各國民の記憶に新たなるところである。

貿易外收支に於ける海運關係收支

(單位千圓)

年次	貿易外受取補助		貿易外支拂補助		差引受拂超過額
	受取總額 (A)	内海運關係收入 (B)	支拂總額 (C)	内海運關係支拂 (D)	
昭和元年	七三、五四九	一九、二六〇	五九、六〇四	六七、二〇一	一七、九四五
二年	七二、九三五	一九、九四七	六五、七八〇	六七、〇〇五	六、四四五
三年	八九、三四八	二六、九九三	七〇、七二八	七八、七〇三	一、八七五
四年	九七、六三七	三三、八五四	八一、五五二	七九、三五九	九、二一三
五年	九五、五九一	一九、四二〇	九七、〇四三	六九、〇八五	二八、九五八
六年	八八、三三八	一六、六九一	一〇三、三三二	六六、二七〇	三七、〇六二
七年	七二、六五三	一八、八四三	七六、九六五	八二、四三三	一〇、七七八
八年	九八、七九五	三三、一八〇	八九、七九〇	一〇五、七四八	八、八二五
九年	一、〇〇一、三三六	二五、一五〇	一、〇二九、四八九	一、〇六六、九〇六	八七、四七七
					海運關係純收入
					二六、〇六二

三

以上の如く、海運は一國の經濟上並に國防上極めて重要な役割を有するものであるから、近年諸外國に於ては競つて自國海運助長乃至保護政策の強化に努むるのみならず、他方輸入割當制、輸入許可制等貿易に關する管理統制策を利用して他國船の進出を阻止する等今や海運保護主義の波は濤々としてその停止するところを知らざる概があるのである。試みに、最近に於けるその主要なるものを摘記すれば左の通りである。

一 英吉利

- (一) 不定期船航海補助施設
一九三五年以降實施、補助金年額二百萬磅
- (二) 船質改善のための低利資金融通施設
一九三五年以降、總額千萬磅の資金を以て古船の解體を條件として優秀貨物船を新造又は改造せんとする者に對し利率年三分以内の金額を融通する。

二 北米合衆國

- 一九三六年新海運補助法
- (一) 新船建造に對し建造費の二分の一乃至三分の一を補助する。
- (二) 建造費より前項の補助金及建造費の二割五分に相當する金額を控除したる殘額に對し利率年三分五厘の金額を融通する。
- (三) 外國に於ける建造費又は外國船舶の運航費との間に差等ある場合には、これに依る不利を救済するため政府に於て一般に貸船の目的を以て船舶を建造することを得る。

三 佛蘭西

- (一) 一九三四年「タツソ」法に依る航海獎勵施設
年額一億四千萬法を以て船舶の船型、速力に應じ航海補助金を支給する。
- (二) 一九三三年船舶抵當貸付法に依る融資年額一億二千五百萬法の資金を以て船舶の建造、改

造、購入に對する融通を爲し、政府に於て利子補給を爲す。

四 伊太利

(一) 航海獎勵施設

一九三二年以降年額七千萬乃至五千萬利の金額を以て船舶の噸數、航海哩數、船舶等に應じ獎勵金を支給する。

(二) 造船獎勵施設

船舶の建造、改造及修繕に對しその速力、機關の馬力等に應じ獎勵金を支給するもので、一九二六年より一九三七年度に至る十二年間に於ける獎勵金豫算總額六億八千四百萬利を計上した。

(三) 船舶抵償貸付法に依る融資

一九二八年以降年額四億利乃至二億利の船舶建造又は購入資金を融通し、政府に於て新造船に付年二分五厘、購入船に付年一分の利子補給を爲す。

以上の如く、各國が夫々巨額の國費を投じて自國海運政策の確立を圖りその商船隊の強化に汲々たる結果、勢ひその間に政策の對立化を馴致しつゝ、ある如き觀あるも齟齬つて考ふるに、世界經濟界の歸趨は尙混沌として豫測を許さず、各國經濟界はその不安日に日に深刻化し夫々國家經濟主義の旗幟の下に自國經濟の維持結束に努め、他國の移民及商品に對しては常に嚴重なる制限を加へて極力これが進出を阻止しつゝ、ある現狀に鑑みるときは、海運に於ける前述の如き政策の推移も亦避け難きところと認められねばならぬのである。唯、海運の場合は、假令前記の如き自國海運強化策を採用し、自國

貨自國船主義を主張するものありとするも、その本來の國際性に基く傳統的自由主義は今尙各國に依つて根本的に堅持せらるゝところであつて、現に沿岸貿易を除くの外は原則として外國船舶の自國港出入に關して別段の制限を設くる國あるを聞かない。従つて、現狀に於ては海運に關する限り今尙對外進出の餘地を充分に存してゐると見ることが出来るのである。而して、右の事實は海運が他の産業に比してより直接的に國際自由競争に暴露せられてゐること、従つてその實力がより直接的に表現せらるゝ機會を有することを示すものに外ならないのである。

四

我國に於ては、政府は夙に海運に對して多大の關心を有し、船舶の建造、航路の運営、船舶素質改善等に就き時勢に順應して各般の保護助長策を講じ來つたのである。殊に近年未曾有の苦境に沈淪せる我國海運救済のため、昭和七年以降船舶改善助成施設を實施して、老齡不經濟船の解體を條件とする新鋭優秀船の建造に助成金を支給すること、したのであるが、爾來我國海運は諸外國海運が未だ不況の底を脱し得ざるに先だち、早くも恢復の緒に就き、現在では業界不振のパロメーターである緊縮は殆どその跡を絶つたのみならず、造船界又活況を呈して海運日本の積極的機運に漸く旺んるものがあるのである。

併し乍ら以上の如き我國海運好調の原因を仔細に探究するならば、この場合必ずしも我國海運自體の内容充實に因るもののみは斷し得られないのであつて、それは寧ろ昭和七年以來の圓爲替安に因る

我が輸出貿易の激増、軍需工業の殷盛に伴ふ海上大量貨物の荷動増加、外貨建運賃に依る爲替差益金の取得等他動的乃至偶發的原因に基くところ大なるものあるを認めざるを得ないのである。我國海運の内容が船舶改善助成施設等に依り或る程度の改善を見たことは言ふ迄もないが、假にこれを主要海運國のそれと比較するならば、左表の通り尙未だしの感が甚だ深いのであつて、前述の各國の海運助成の現狀にも併せ鑑み帝國の海運發展上今日の場合決して妥如たることを許されない状態に在るのである。

主要海運國に於ける船舶船齡(一九三六—三七年ロイド船名録に據る。昭和十一年六月末現在在總噸數百噸以上の汽船及機船單位千總噸)

國別	十年未滿		二十年未滿		二十年以上	
	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合
英國	六〇二	三三%	八〇三	四六%	一七二	一七%
英屬領	八三九	二八%	九九四	三三%	一八三	一七%
北米	八九四	九%	七〇二	二四%	一六三	一六%
米國	一四一	五%	四二五	一四%	七七一	七%
日獨	一〇八	三%	二〇一	七%	一〇八	一%
佛	七九	二%	一八二	六%	一八三	一%
伊	六三	二%	一四六	五%	一三九	一%
和	一〇〇	一%	一四〇	五%	一四〇	一%
諸國	一八七	六%	一四七	五%	一八五	一%
計	一、八七二		一、四二七		一、八五〇	

主要海運國に於ける速力十三節以上の汽船(一九三六—三七年ロイド船名録に據る。昭和十一年六月末現在)

國別	總噸數百噸以上の船舶		速力十三節以上の船舶		(2)の(1)に對する割合
	噸數	割合	噸數	割合	
英國	九〇七	二〇%	七九六	六三%	三三%
米國	三〇二	一%	二七九	一八%	一五%
日獨	二二六	四%	一三五	八%	二一%
佛	一三三	二%	一四〇	一%	三九%
伊	一〇八	二%	一〇八	一%	三〇%
和	一〇七	二%	一〇九	一%	三六%
獨逸	一〇七	二%	九四	一%	二七%
利威	一八五	四%	一八二	一%	三七%
瑞典	一八五	四%	一八二	一%	三七%
丁抹	六九五	一%	六八	一%	七三%
瑞	一、二四四	一%	一、三三三	一%	一四%
西	一、二四四	一%	一、三三三	一%	一四%
希	八六一	一%	一、七八八	一%	一一%
牙	六〇六	一%	一、三九六	一%	一一%
其	三、五六一	五%	二、四一八	二%	一三%
總計	二九、一九七	六四%	一、九四二	一四%	六六%

五

今や朝野を擧げて國運伸張の方途を策するに當り、海運に關してもこれが根本的方策を確立して積極的對外進出を企圖するは、洵に時勢の要望に副ふものであると共に、前述の如き我國海運の情勢よりして、諸外國海運に拮抗し我が航權を維持伸張するためには實に絶好の機會と言はねばならぬ。

である。而して、我國海運の對外進出の方策は固より多岐多様に互り、必ずしも劃一的にこれを決定するを得ないが、現下内外の情勢に鑑み逓信省に於ては昭和十二年度以降主要國策の一として左の諸施設を實施するのが最も有効適切であると認め、今期議會に關係豫算を提出する意圖である。

(一) 優秀船建造助成施設

最近に於ける世界海運界の共通的现象の一は不定期船の定期航路化である。この傾向は必然的に船舶の優秀化を伴ふものであつて、前掲の諸外國海運政策を見るも、能ふ限り老齡不經濟船を新鋭優秀船に代替することに意を須ひてゐるのである。優秀船主義は必ずしも大型高速船主義を意味するものではなく、航路の實情に順應した最も經濟的にして且競争上最も有利な船舶を配船することを指すのであるが、我が既設航路に就て見るも更に優秀船を配して施設の整備充實を企圖すべきものも尠くないのである。最近では極東紐育航路に於て船舶改善助成施設による我が優秀貨物船隊が諸外國商船隊を壓倒して殆どその實權を掌握するに至つた輝かしい實例がある。優秀船舶の建造助成は我が定期船の對外進出上極めて緊要なる施設である。

仍て逓信省に於ては優秀船建造助成金を支給して昭和十二年度以降四箇年間に總噸數六千噸以上、速力十九節以上の貨客船及貨物船夫々十五萬噸を建造せしむる見込である。

(二) 遠洋航海助成施設

現在に於ける我國船舶の活動状況を概観するに、遠洋方面に出動して外國各港間の貨物運送に従事

するものは極めて稀であるが、我國を中心とする貨客運送に就ては、到底他國海運の道隨を許さない。即ち、本邦輸出入貿易に對する内外國船の輸送割合は、我國船舶の七割に對し、外國船舶は僅かに三割を占むるに過ぎない狀況である。今、我國海運の對外進出を圖るに當り、右の我國船舶の輸送割合を急激に増大せしむるが如き措置を執るときは、諸外國を刺戟して益々報復的に自國貨自國船主義を強化せしむる虞があるから、決して策の宜しきを得たるものではない。寧ろ今後に於ける我國海運の對外進出策の根幹は、飽く迄も外國海運との相互的自由主義を基調とし我國海運をして海外新市場の開拓に努めしむるに在るのである。併し乍ら、我國海運が新市場に於て傳統的地盤を擁する外國海運に拮抗するは難事中の難事に屬すべきを以て、政府に於ても適切なる補助を與へて、斯かる航路の經營を助長促進し、漸次その地盤を擴大せしむるが如き方策を講ずるを緊要とするのである。對外進出策としての遠洋航海助成施設は、以上の如き意味に於て始めてその存在理由を首肯し得るのであつて、諸外國に於て實施中の同様の施設が單に海運の不況對策としてのみ考慮せられ來つたのとは、その趣旨に於て根本的に相違があるのである。

今回逓信省に於て企圖する施設は昭和十二年度以降五箇年間に互り原則として六箇月を超ゆる遠洋航海を爲すものに對し助成金を交付して初年度十五萬噸、次年度以降二十萬噸の遠洋配船を爲さしめんとするものである。

(三) 船舶金融施設

凡そ産業の振興を策するに當りては、資金供給の圓滑を期するを以てその要諦と爲すべく、從つて金融施設は産業伸展の根幹を培養するものと謂ふも過言ではない。諸外國に於ては夙に海事金融施設の重要性を認識し、或は關係法規を制定し、或は特殊の海事金融機關を設立する等その施設の整備に努め、以て強力なる競争力を有する商船隊の建設を期しつゝあるの状況であつて、前記英吉利、北米合衆國等の諸施設は我が海運の對外競争上多大の脅威を與へつゝあるところである。然るに、我國に於ける船舶金融に關する諸般の施設は甚だしく遅れ躍進の途上に在る我國海運の必要に伴はざるの憾がある。即ち、未だ海事に關する特殊金融機關の創設せらるゝものなきのみならず、一般金融業者も歐洲大戰直後の經驗に徴し、常に船價變動に因る經濟的衝擊を杞憂するの餘り、徒らに船舶金融を危険視し、寧ろこれを回避せんとする傾向すら看取せらるゝ状況であつて、而も貸付を爲すに當つては、種々の嚴重なる貸付條件に依らしむるため、その貸付範圍は自ら局限せられ、一般海運業者の要望と相距ること遠いものがあるのである。併し乍ら、苟も海運立國を國是とする我國に於ては船舶金融施設を恒久的且基本的政策として不斷にこれが整備改善を圖ることの緊切なるは論を俟たざるところである。而して、少くとも現下當面の必要に順應するため、造船資金の供給を潤澤にし、貸付利率を低下し且可成普遍的に資金の需要を充足すべき措置を執るに非ざれば、我が商船隊の素質改善は元よりその對外進出は到底望み得べくもないのである。

今回大藏遞信兩省に於て成案を見たる施設は貸付總額一億圓、貸付利率年三分七厘、政府の利子補

給率は資金原價三分七厘の場合に於て年一分とし尙右の貸付に依る損失に對しては其の百分の七十を政府に於て補償せんとするものである。

(四) 船員の養成及船舶試験設備の擴充

以上の諸方策の實施に伴ひ、當然優良船員の養成及船舶試験設備の擴充を必要とすることは言ふ迄もない。

前者に就ては、我が國民が天來の海洋民族として、その精神に於ても技術に於ても、船員たるの素質に於て敢て他國船員に劣ることなきは勿論であるが、優秀船建造に依る船腹増加に順應して、更に優良船員を多數に養成して我が海運の人的要素の完璧を期せんとするものである。又、後者に就ては、建造船舶を最も優秀にして且經濟的ならしむるため、船舶の凡ゆる部門に關する試験及研究の設備を整備せんとするものであつて我が海運の對外進出上緊要缺くべからざる事項である。

これがため遞信省に於ては昭和十二年度以降五箇年間に互り普通海員養成機關に對し補助金を交付して優良なる水火夫を養成せしむると共に船舶試験に關しては試験水槽の延長及新設、空洞試験裝置の新設、汽罐、汽機、發動機試験裝置の新設等各般の設備の充實を圖ることとした。

これを要するに、以上の諸方策は夫々緊密なる關聯を有し、これらが相倚り相俟つて始めて我國海運の對外進出を實現し得るものと謂ふべく、且これらを統合するところに眞の海運國策の意義が存在するのである。今後これらの諸方策が官民一致の協力に依り、克くその所期の効果を收め得るならば、その時こそ我國海運は始めて名實共に海國日本の名稱に相應しき存在となり得るであらう。

昭和十一年の 國際政局の回顧

外務省情報部

外交的危機の頻出

不安と憂慮を包んだ儘すべての議題を次年度に持越したことが昨年より甚だしいことなく、いはゆる一九三六年の國際非常時は恐怖、猜疑、危機を孕んだ儘そつくり、本年に移牒されることとなつた。斯様な意味で一九三六年の國際議題をざつと一瞥すると、(A)軍縮問題、(B)獨逸軍のラインランド進駐、(C)伊のエチオピア併合、(D)モントルー會議、(E)佛蘇提携と獨伊の接近、(F)スペイン内亂と人民戰線對フランス・プロック尖鋭化、(G)金本位プロックの崩壊、(H)大陸諸小國の動向、(I)モンロー主義の更生、(J)日獨防共協定と西安事變など十指を屈するに足る。以下順を追うてこれらの諸問題に再検討を試みよう。

(A) 軍縮問題

一月六日再開された倫敦五國海軍會議は同十五日の日本の脱退通告、二月二十七日の伊の署名留保に依り三月二十五日の英米佛三國の署名で幕を閉じた。次いで新海軍協定に則つて、五月二十日英蘇間に海軍交渉開始され、七月二十八日英蘇間一千万磅信用協定成立と共に、同三十一日附英蘇各紙は海軍協定に關し兩國間に了解が成立した旨を傳へた、而て更に英國は九月十五日より瑞典、諾威、丁抹及芬蘭の諸國に對しても同様の交渉を開始し海軍々縮の實現に努力した。尙一九三〇年倫敦條約の失効に拘らず同條約の規定に依り無期限に效力を有する第四編潛水艇使用制限規則に關し作成された調書が十一月六日關係國間に署名を了し、同二十三日に至り獨も之に参加したる事實は、國際協力の困難となれる今日の情勢に於て、殊に斯の如き人道的原則に對する參加の勧誘が最初の成功を收めたものとして注目し値するであらう。

(B) 獨逸軍のラインランド進駐

一昨年三月十六日の再軍備宣言以來正に一週年を閲した三月七日、獨逸はロカルノ條約の破棄を宣言し(一九二五年十二月一日署名突如ライオンランドに兵を入れた。前同に於ては列國が聯盟規定の軍縮の約束を履行しないから、獨も亦條約の軍事制限條項を遵守する要なしと謂ひ、今回は新たに佛蘇間に締結された相互援助條約がロカルノ條約を事實上無効に歸せしめたことを理由とせるものである。

三月七日獨軍ライン進駐の報に接するや、翌八日佛白兩國は獨逸の條約違反を指摘して聯盟に提訴すると、もに、英佛白伊は同十九日所謂四國協定案を作成して獨逸に交付し、ライン問題を外交交渉に依つて解決せんことを懇望し、英國が獨佛間に立つて斡旋に努めたが、議容易に纏まらず、交渉は一時停頓の状態に陥つたが伊エ紛争事件の落着を待ち、英佛白代表は七月二十三日倫敦に會合し、所謂新ロカルノ會議を開催することとして、招請状を發し獨伊も参加を受諾して愈、十二月より會議を開催することとなつたが、十一月五日のイーデン外相の下院に於ける説明を見ても、折衝の前途は多くの波瀾含みが豫想される。

ヴェルサイユ條約によると、獨逸はラインランドに於て兵力の永久又は一時の駐屯を禁ぜられて居り、軍事演習さへも出来ないことになつて居る、而して若し之に違反したる時は「ヴェルサイユ條約署名國に對し敵對行爲を爲し且世界の平和を擾亂するものと看做される」ことになつてゐる。以前には獨逸が賠償の支拂を怠つたといふだけで佛國はラインランドに兵を入れたものである。賠償などに比して遙かに重大なライン武裝禁止の條項に對しては直ちに制裁が行はれさうなものであるに拘らず、専ら外交的交渉に依つて問題の解決を企圖してゐるところに聯合國の結束の固かつた戰爭直後と今日とを比較して、そこに狀勢の多大な變化が認められる。尙獨逸としては昨年九月の第八回ナチス大會に於て強調された植民地要求問題が如何なる態で提出されるかも注目的となつて居る時に、十一月

十四日ヴェルサイユ條約による國際河川條項廢棄に關する覺書關係國に提起せるが如き依然たる押し強さを示してゐる。更に七月二十五日率先アヂスアベバ駐獨公使館を總領事館に格下げして伊のエチオピア併合に事實的承認を與へた事は獨の舊海外領土返還要求と思ひ合せて暗示深いものがある。

(C) 伊のエチオピア併合

聯盟が伊の石油貯藏量を測定してゐる間に、伊の科學的武器は疾風迅雷の勢でエチオピアのゲリラ戰術を破り、五月十日伊はエ國併合を宣言した。而して七月四日聯盟は同月十五日より對伊經濟制裁を撤回するの決議をなし、同二十七日英國も伊エ紛争に備へた地中海相互援助協定を廢棄した。

對伊制裁の失敗は獨逸屢次の條約違反を傍觀し敢て之を匡正せんとしなかつた英國の態度を不満とした佛國が英の對伊經濟封鎖主張に快く合流しなかつたことも一つの原因だとされて居るが、金融政策に經濟封鎖に於て見事な統制を示した聯盟の制裁が最後に失敗したのは關係國間に軍事制裁まで行く肚のなかつた爲で、當時の英外相ホーアは此の點に關し議會に於て左の如く不平を訴へて居る。

「英國は自國の防禦に關する限り伊の威嚇に驚くものでない、然し他の諸國の援助なくして一國と一國との戰爭となれば聯盟の存在は無意味になる、然るに今や他の聯盟諸國は一隻の軍艦も一臺

の機械も一人の兵士も動かさずして空虚な抗議に満足して居る。聯盟諸國の協力なくしては集團的保障は不可能であり、満足なる和平的解決を得ることも出来ぬ。他の聯盟諸國が五パーセントの協力をなして、百パーセントの講和をかち得んとするのは無理である。」

これも畢竟規約第十六條の不備に基くものであるといふので、事變後は専ら聯盟の改組が要求され、十月八日の聯盟總會は委員會を設けて聯盟改組問題を研究調査する決議案を採擇した。

伊の外交的勝利が地中海に於ける軍事的施設、殊に航空機の驚異的發達にも原因し英もこれには躊躇せざるを得なかつたことは海軍の權威バイウオタ氏などの述懐してゐる所であるが、それが爲か英國は六月に至り地中海に於ける陸海空三軍の軍事關係に付協定を締結すべく伊と交渉を開始したが、この事は地中海支配に關し伊が英の強敵としてその地位を確認されたことを意味する。これを六月——七月のモントルー會議に依るダーダネルス海峽の再武装及スペイン内亂に依るイベリア半島の變化と對照して考究する時は、一九三六年は地中海の均勢に重大な異變を生じた年であることが、一層明確化せられるであらう。

(D) モントルー會議

獨の再軍備、ライン進駐、埃の再軍備並に伊のEU國併合等は所謂歐洲現状打破組が何れも條約又は

規約の拘束を脱し一方的意思を以て思ひ切つた行動に出たものなるに對し、土耳其が合法的手段により一九二三年のローザンヌ條約改訂を提議し、關係列國合意の上でダーダネルス海峽再武装を實現するにいたつたことは、一般から同情と好感を以て迎へられた。モントルー會議は六月二十二日から七月二十日迄開催され種々の経緯はあつたが兎に角協定の成立を見た。その間蘇紙ブラウダ及イグヴェスチヤの如き再三不平がましい論評を加へたが黒海沿岸國軍艦のダ海峽航行自由に依つて最も大きな利益と希望を與へられたものは寧ろ蘇聯であり、英としては蘇聯の地中海進出を甘受したことは苦痛であつたらうが、他方土國との提携策を忘れず、モントルー會議中も絶えず土耳其に好意を示し更に十二月十六日より倫敦に於て英土海軍交渉が開始の運びに至ると傳へられるなど英土接近工作は注目されてゐる。

(E) 佛蘇提携と獨伊の接近

佛蘇相互援助條約は一昨年五月調印されたが、其の後佛の一部には同條約に對する強い反對があり、批准手續は進捗しなかつた。漸く二月に至つて、佛議會に於て批准討論が開始され、二月末下院を通過、更に三月十二日上院の賛同を得て、同月二十七日批准交換を見た。

斯くして完成した佛蘇ブロックに對抗して、獨伊の接近が徐々に實現したのは昭和十一年の歐洲政

局を語るもの、見逃し得ざる事實である。

即ち七月獨逸兩國間に協定の成立を見たのは、獨逸接近の第一歩であり、次いでスペイン内亂を繞つて兩國の關係は一層緊密となつたが、果然十月伊の青年外相チアノ伯の獨逸訪問となり、獨逸のファッショ・ブロックは一段と強化されたと傳へられた。

他方、一時獨逸に傾いてゐた波蘭は再び佛との關係を改善しつつある趣が傳へられ、佛蘇對獨逸の對立には錯綜せる諸國の利害關係が織り込まれて、今後の發展は輕々に豫斷し得ぬ状態である。

(F) スペイン内亂と人民戦線對ファッショ・ブロック尖鋭化

獨逸のファッショ共同戦線に對抗して一九三六年の歐洲にコミンテルンの希求する人民戦線が豫想以上に奏效したのは西班牙及佛蘭西人民戦線内閣である。前者に在つては二月十六日及三月一日の第二回總選舉の結果一般の期待を裏切つて右翼一四三、中央六五に對する左翼二六六と云ふ絶對過半数を占むる人民戦線派の大勝に歸し、左翼共和黨首領アサニア内閣の成立を見た。七月十七日夜モロッコ駐屯軍の烽火によつて惹起されたスペイン内亂は燎原の火の如く燃え擴がり、政府軍の不利に於て戦闘區域は馬德里近郊に縮少されたが、九月四日現政權カバリエロ内閣成立に際し、從來閣外に在つた共產黨に對し文相及農相の二椅子を與へたこと、フランシスコ・カバリエロ首相がスペイン

のレーニンと稱名される左翼闘士であることは注目を要する。次に四月末より五月初頭に互つて行はれた佛國總選舉の結果も所謂ラサンブルマン・ポブニール(人民戦線)のグループ三八六名、政府反對派三二二名といふ開きを生じ、前者の共產黨は從來の十名より一躍七十二名といふ驚異的躍進を示した。人民戦線内閣首相レオン・ブルーム氏が一九三四年末以來コミンテルンと第二インターとの提携工作促進に當り佛國代表として活躍した左翼闘士であることはカバリエロ氏と對比して興味ある對照である。

素々人民戦線運動は反ファッショ、反戦運動として擡頭し、従つて佛蘇對獨逸伊の抗争を惹起すべき必至的素因を包藏してゐたものではあるが、これに油を注ぎ尖鋭化したものはスペイン内亂であり、世界の視聽は内亂そのものよりは獨逸對佛蘇抗争に注がれるに至つた。唯速に佛は自國の内亂參加により歐洲第二次大戦を誘發すべきを懼れ、八月一日を以て對西不干涉を、越えて同月六日對西武器輸出禁止を提議し、英の賛同により九月九日より倫敦に不干涉實施國際委員會を開催してこれを實踐的ならしめたに反し、蘇聯は他く迄スペイン人民戦線派援助を要望し、十月七日蘇聯政府は公式コムミュニケを以て獨逸の干渉事實に對し現地調査が行はれない限り不干涉委員會より脱退する旨の聲明を發して委員會を紛糾せしめた。

他方佛に於てもブルーム首相の中立標榜にも拘らず豫ねて對西不干涉廢棄を主張せる共產黨は十一

月十三日の人民戦線参加四派代表會議に對西武器禁輸撤回の動議を提出し、結局各派の自由意思に委ねることとなつたが、獨逸ではこれより先九月八日より十四日迄ニュールンベルグに開催された第八回ナチス大會の席上、ヒトラー、ローゼンベルグ及ゲッベルスの各巨頭がユダヤ禍、ボルシェヴィズムの脅威、打倒共産主義等矢鱈の猛射を浴せかけ、一時蘇獨國交斷絶さへ傳へられた程であつた。

(G) 金本位ブロックの崩壊

世界の視線が絞って動亂の國スペインの戰場と佛蘇對獨伊の嫉視反目に集中されつゝあつた眞只中に於て、九月二十六日午前一時佛國政府が突如フラン貨切下案を公表し、同時に英米佛三大貨幣の安定を圖らんとする紳士協定が夙に右三國政府間に成立してゐたことを發表したのは、佛人民戦線内閣が成立前後以來機會ある毎にこれを否認し、殊にフランの平價切下は從來フツシコ系財閥の要望なりとして政府の友黨たる共産黨の極力反對してゐた所であつただけに、右不意打ちは歐洲列國の意外とする所であつた。

フラン平價切下げの波紋は忽ち擴大し、瑞西のフラン貨、伊太利のリラ貨を始め和蘭、ラトヴィヤ、チエコスロヴァキア、白耳義等も切下げに追隨し、越えて十月十二日に至り更に英米佛三國には金の自由交換に關する協定成立が報道され、三國は同時に協定の内容を公表した。

尙十一月二十三日に至つてモルゲンソー米國大蔵長官が白耳義、和蘭及瑞西がさきの英米佛貨幣協定に正式に加入せる旨を發表したが、これは非乃至磅が依然として國際金融界に君臨せることを示すものとして、見逃すを得ぬ。

(H) 大陸諸小國の動向

大陸諸小諸國が傳統的大國依存主義を棄てず、何れも期せずして自主獨往、自力更生に向つて邁進したことはこれ亦一九三六年度歐洲外交を特色付ける材料たるを失はない。群小諸國の騷起は聯盟の威信失墜、英佛の浮足に失望した結果であることは無論であるが、寧ろ獨伊の勇猛果敢な直接行動に刺戟され奮起したと觀るのも興味深き考察のやうに思はれてならぬ。

先づ埃地利及洪牙利の政治工作を見るに伊埃洪三國會議は三月二十日ローマに開催、二十三日一九三四年三月十七日のローマ議定書を擴充し、ダニエーブ問題に關する限り三國の協力を約束し、三個の議定書に調印した、次いで四月一日埃國政府は一般徵兵令を議會に提出して即決、五月十三日第三次シュニニック内閣成立するや七月十一日維納及伯林に於て埃獨兩民族國家の接近を目的とする獨埃協定が發表され茲に一九三四年七月ドルフス埃國首相の暗殺事件以來獨埃間に横はつてゐた陰影は取り除かれた。

次いで小協商國(チエッコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア及ルーマニア)及バルカン協商國(ユグ、ル國に土耳其及希臘を加へる)では羅國ブカレストに開かれた小協商國元首會合に於て獨のライシラ、ンド再武裝等に對する英佛の態度に鑑み小協商國獨自の結束を議したものと見られる。

他方群小諸國の螺旋形運動の裡に雌伏してゐた白耳義は十月十四日に至り突如として中立政策選元の宣言を發表した。即ち同國皇帝は特に十四日の閣議に臨御、徵兵制度及軍備充實に關する勅語を賜はり、白耳義の中立政策樹立を宣布された。該宣言は佛ソ同盟、佛國共產黨の跋扈に依る戦争再發の危険防止、聯盟その他の國際安全保障機構に對する不信任を暗示したものである、これに對し英、獨兩國が比較的冷靜を持してゐたに對し、佛では中歐、東歐及バルカンに於ける聲望地を拂つた折柄、小國間に中立政策が昂まり殊に波蘭、羅馬尼の佛國より離反することあるべきを憂慮する論調湧然と起り、これに反し和蘭及瑞西兩國が中立ブロックの延長を祝福し讚辭を呈したる如き三幅對の興味多い對象を現出したものだ。然し何れにせよ大陸群小諸國が何れも大國頼むに足らずとし、空しけれども一城の主と云ふやうな悲壯な心境に轉向、群雄割據時代を再現したことに關しては更にその動機を巨細に互り検討すべき必要があると思ふ。

(I) モンロー主義の更生

歐洲に於ける干戈騷擾を對岸の火災視し、終始中立堅持、只管新モンロー主義の再調整に専念し、前記對歐金融通協定、米支銀協定乃至は五月六日米佛及同十八日米芬蘭互惠通商協定調印、或は五月二十一日の日本綿布に對する關稅四割二分引上げの發令等經濟的事由に基くものを除く外、米國が一九三六年度に於て歐亞の政治的紛争に一切公式發言を差控えたのは民主、共和兩黨とも十一月三日の大統領選舉戰に對する作戰準備に忙殺され、渉外事項によつて精力を分散さるゝことを出来るだけ自制した爲であることは從來の例を想起するも略推察し得る所であらう。

一月三日上下兩院外交委員長は夫々中立法案を兩院に提出。二月十二日上院は現行中立法延長案を可決、同十七日下院もこれを一九三七年五月一日迄延長する決議案を可決、次いで十八日上院は下院法案を可決したのでルーズヴェルト大統領は二月二十九日該案を裁可すると共に一昨年十月五日附布告と同趣旨の布告を發し、直ちに伊、エ兩國に適用する措置を執り、越えて八月十一日國務省はスペイン内亂に對しても該中立法規の精神を演繹援用すべき旨の八月七日附在外米國公館宛通達を公表して、その態度を旗幟鮮明にした。

期待された十一月三日施行の大統領選舉に於てはルーズヴェルト氏はヴァーモント及メインの兩州を除く四十六州に於て勝利を得米國憲政史上未曾有の大勝を博したが、殊に從來共和黨の金城湯池と目されたペンシルヴァニア、ニュウイングランド諸州並にランドン氏ノックタ氏の膝下たるカンザス

及イリノイ二州等を席捲したのは一般に豫想外と目された。尙聯邦上下院の選挙も民主黨の大勝に歸し、その新分野は上院に於ては從來の民主黨六九對共和黨二二は七五對一七となり、下院に在つては民主黨三〇八對共和黨一〇〇より三二八對九〇(他に當落未定七)となり、茲に文字通りの民主黨黄金時代を現出し、米紙は敵味方なくこれをル大統領の明朗なる個人的人格が然らしめたものであると稱讚した。

大統領再選の榮冠を負つたル大統領は待望の汎米平和會議に臨むべく汎米局理事長たるハル國務長官を先發せしめ、自らは十一月三十日軍艦インデアナボリスにてブエノスアイレスに到着、翌十二月一日の開會式に出席平和の使徒としての朗な第一聲を放つた。本會議を劃期として如何なる新平和政策が生れ出づるであらうか、刮目すべきものがあらう。

けれどル大統領は一月三十日中南米各國元首に對して汎米會議開催に關する招請狀を發し、これに對する眞摯なる熱意はさきに二月十五日亞爾然丁大統領宛發送せられた親書の公表によつて明らかになり、次いで三月十四日米がパラグアイ國現政府承認を斷行したのも同國をして該會議參加を可能ならしめんとする希望を表示したものである。何れにせよ、這次會議がル大統領の明朗外交に拍車をかけられ、全米州二十一ヶ國の代表を網羅し、少くも汎米新平和機構の結成及米州諸國間の關稅休戰若くは互惠通商協定網の形成の二題目に關しては何等かの收穫を得るに至るべきことが早くも期待されてゐる。

てゐる。

(丁) 日獨防共協定と西安事變

聯盟脱退後の帝國外交が萬邦協和を礎石とし東亞の安定勢力たるの事實を顯現して世界平和に寄與すると共に而も東亞に偏安して友邦の誼を疎かにするものでなく、殊に蘇支兩國に對しては善隣關係を不動の國策としてゐることは内外人の齊しく認むる所である。

一九三六年に於ける對蘇支關係を検討するに瀋陽及滿蒙國境方面に於て相手方の挑發により發生した紛争事件並に支那側無警察狀態を暴露した排日テロ行為は何れも十數件を下らず、日獨防共協定の成立、綏東問題等によつて拍車をかけられ對蘇支外交は相踵いで足踏みを餘儀なくされつゝあつた處、偶々十二月十二日突發した西安事變を轉機として一部爲にする宣傳を除き世界の輿論殊に支那側に於て漸く我方の公正妥當なる國是の眞意を諒解する傾向の擡頭して來たのは聊かその意を得たものと云ふべく、唯蘇聯側に於て依然として執拗に日獨協定に藉口して懸案處理を遷延しつゝあるは甚だしく遺憾とする所であるが、これ亦一時の末梢的症狀として終るべきことを信じて疑はぬのである。けれど瀋陽及滿蒙國境問題調整に關しては、去る十月二日外蒙側代表一行の滿洲里到着に依り漸く滿蒙會議再開曙光を見るに至り、日蘇間に於てもこれと相前後して十月に至り兩國代表者の折衝により滿洲

國代表委員の加入、國境劃定並に紛争處理委員設置等に關し交渉が進められつゝある。新漁業條約は訓印豫定日の前日に至り蘇側は國內手續の未了を名として俄然態度豹變、一九三六年末を限度とする現行協定の期限満了を控へ故意に正式訓印を遷延せんとするセスキアを示すに至り、我方としてはポーツマス條約並に日蘇國交樹立に關する基本條約に據る漁業權確保に關し、あらゆる權利行使の自由を考慮しつゝ、蘇側の猛省を促す一方蘇側を説いて不取敢現行協定の一ヶ年延期を承諾せしめた。

日獨協定の意義は當時外務省より發表せる聲明を熟讀すれば自ら釋然諒解し得べく、偶、同協定があらぬ誤解を招いたのは、(イ)日獨兩國が非聯盟國員であること、(ロ)獨のライオンランド進駐と日本軍の滿洲事變に際し執つた自衛措置を混淆せること、(ハ)コミンテルンの真相探究に認識を誤りたること、(ニ)獨が歐洲に於けるファッショプロックの主役を演じてゐること等より殊更に協定の政治的意義を擴大せる認識過多から發生せるものであつて、特に最後の(ニ)に於ける理由から日本のファッショプロック参加を杞憂する向きは尠くない情勢が看取せらるゝも、萬邦無比の我が國體に顧みれば此の種の懸念は忽ち解消するであらう。

次に日支關係を顧みるに支那側幾度かの非合法的排日行爲にも拘らず、有田大使は三月十六—十九日に互り張群外交部長と國交調整に關する自由會談を遂げ、川越大使は十月八日蔣介石氏と會談したるを手始めに張群氏と前後八回に互り國交調整に關し交渉を重ねつゝあつた處、十一月十四日綏東

問題に藉口して支那側は俄然前言を覆すが如き口吻を洩すに至つたので、十二月三日の川越、張群會談を以て一應打ち切り、支那側の實行を嚴重監視することとなり外務省は十二月十日附の聲明を發し、事態の真相を公表した。

これより先綏東問題の發生するや外務省は十一月二十一日附當局談の形式に於て「內蒙古軍と綏遠軍との衝突に關しては帝國は全然關與せざる」旨を公然聲明したるにも拘らず、支那側の諒解を得るに至らず偶、本件に關聯し、蔣介石氏が張學良氏に對して剿匪討伐督勵の目的を以て西安に赴きたる處、十二月十二日突如として張學良氏麾下の襲撃に遭ひ監禁さるゝに至つた。

西北剿匪副司令張學良氏が、十二月十二日、當時西安滯在中であつた軍事委員會委員長兼行政院長たる蔣介石氏を監禁したことは、最近の支那に於ける一大事件であつた。張氏は、どうしてかゝる非常手段に出たのであるか？それをハッキリさせるためには、一九三三年の熱河戦にまで遡らなければならぬ。この役の失敗に關して、責任を取らされた張學良氏は、長辛店に於ける蔣介石氏との會見に於て、請腹を切らされた形となつて下野外遊したが、一九三四—五年の福建革命に於て、政界への復活の機會を見出し、歸國して武漢の地盤を興へられた。然るに蔣介石氏側としては、その支那統一の歩趨を進めて行くためには、自己の直系でない軍隊を、漸次整理する方針なので、張氏麾下の軍隊に對して、徐々に壓迫を加へ(軍事委員會委員長蔣介石氏は、張氏に對し、終に一九三五年十月に至つて、張

氏を西北剿匪副司令に任じ（張氏）、西安に司令部を設置させた。張氏はやむなくこれに従ひ、同月中旬武漢を引拂ひ、麾下軍隊とともに陝西に移駐した。

爾來こゝに一年、共産軍討伐の困難に加ふるに、中央からの給養も充分でなく、曾つて華麗を誇つた東北軍も、今や尾羽打ち枯らしたルムベン軍となり、不平は全軍に充滿した。——この間隙をねらつて、水のごとく浸潤して來た赤化の魔手であつた。

一九三五年七月—八月のコミンテルン第七回大會及同年八月一日附を以て發せられた中國共産黨の『抗日救國宣言』に依つて、コミンテルン及び中國共産黨は、支那に於ける抗日人民戦線結成の新戦術を確立したが、この戦術の遂行に當つて、彼等が特に重視したのは、『下層戦線統一政策』と『浸潤工作』とであつた。即ち、目標とする各階層の内部に喰ひ入り、自己の眞意を隠蔽して、巧みに環境と同化するが如く見せかけて、自己の欲するところに誘引すべく（誘引）、特に各階層の下層部に注目し、下層を統一して、漸次その上層に及ぼすべきだ（下層に及ぼす）といふのである。陝西、甘肅に在る共産軍は、一面討伐軍の討伐を受けつゝも、總帥毛澤東の領導下に怠りなくこの方針・戦術・工作を遂行した。かゝる『士兵工作』（兵士工作）は、東北軍移駐後、間斷なく遂行せられ、半歳ならずして、東北軍下層の赤化に成功したものと、如く思はれる。といふのは、今回の西安事變後二三日目に、南京政府の某要人が、支那新聞記者に對して、左の如く語つてゐるからだ。

『今回の事件は、決して突發的のものではない。一年以前から、そのきざしがあつたのである。苗勃然、粟文文などいふ共産系分子がゐて、盛んに容共抗日を叫んで、軍心を惑はせてゐたのだ。王樹翰や莫德惠がこれを知つて、學良を諫めたこともあつたが、彼は面従腹背的態度を執つてゐたらしい。蔣委員長もこのことを知つてゐたが、まだ學良を信ずることが厚かつたし、むしろこれを矯め直すつもりで西安に行つたのである。』

越えて二十五日に至つて蔣介石氏は突如釋放され、張學良氏は責任を負つて下野外遊する旨傳へられたが、事件の餘震は今尙収まらず、果して何處に落着くかの豫測は現在に不可能に近い。帝國政府としては今後共對支内争不干渉主義を原則としつゝ、政局の推移に注意を怠らぬであらう。

最後に東亞の風雲寸刻も樂觀を許さぬ雰圍氣に在つて滿洲國が四月三十日滿獨通商協定の調印を了し、六月十日治外法権の一部撤廢に關する日滿新條約を締結する外、十二月二日附日伊公文交換に伴ひ伊が事實上滿洲國を承認するに至れるが如き同國の國際的地位向上を裏書きするものであつて、友邦の爲同慶に堪へない。

最近公布の法令

内閣官房總務課

昭和十年法律第十八號労働者災害扶助法中改正法律、同年法律第十九號工場法中改正法律及同年法律第二十四號鑛業法中改正法律施行期日ノ件

昭和十年法律第十八號労働者災害扶助法中改正法律は同法の適用及扶助責任者の範圍を擴張し、労働者災害扶助の完備を期すると共に労働者の扶助請求權と損害賠償請求權との關係等規定整備の爲、同年法律第十九號工場法中改正法律及法律第二十四號鑛業法中改正法律は職工、鑛夫の扶助請求權と損害賠償請求權との關係其の他規定整備の爲夫々制定せられたるもので、之等の法律は何れも其の施行の期日は勅令を以て定めることとなつてゐたのであるが、之が施行に伴ふ命令の制定其の他諸般の準備も整つたので、其の施行期日を昭和十二年一月一日と定められたものである。

工場法施行令中改正ノ件

災害を蒙つた職工及其の遺族の救済に十分な扶助料を支給するが爲に扶助料の増額を圖ると共に之を支給方法の整備を爲さんとするものである。即ち従來休業扶助料に付休業百八十日を超えたときは其の後の支給額を一日に付賃金の百分の四十迄に減する事を得る事になつて居るのを改めて百分の六十迄とし、職身を病院に收容したときは百分の二十と定め、障害扶助料に付損傷的に區分せられて居る障害の程度を具體的に十四級に細別し扶助料算定の規定を整へ、重い障害を蒙る者に対する扶助料を増額し最高賃金五百四十日分を六百日分とし、遺族扶助料に付て賃金三百六十日分以上であるのを四百日分に増額し、又障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料に付最低金額の保障を設け、障害扶助料に付ては障害の程度に應じて之を定め、遺族扶助料に付ては男子は三百二十圓、女子は二百圓、打切扶助料に付ては男子は四百三十圓、女子は二百七十圓と定め、尙又事業主が豫め地方長官の許可を受けたときは事業主及労働者の出資する共済組合の爲した給付の限度に於て之に相當する本令に依る扶助を爲す事を要せざる事を規定したものであつて、昭和十二年一月一日より施行せられた。

労働者災害扶助法施行令中改正ノ件

工場法施行令中改正の件と同様な改正の趣旨に依り障害扶助料に付て障害等級表に改正を加へ、又従來の労働者に對すること能はざる重き障害を蒙つた者に對する扶助料を増額し、又障害扶助料遺族扶助料及打切扶助料に付て最低金額の保障を設け、之等に關して工場法施行令の規定する所と同一のものならしむる爲に必要な改正を加へたものであつて、昭和十二年一月一日より施行せられた。

備人扶助令中改正ノ件

前掲工場法施行令及労働者災害扶助法施行令の改正に伴つて官立工場及事業場に於ける職工労働者及備人の扶助

南滿洲鐵道附屬地法人營業稅令中改正ノ件

本年條約第五號(第六十三號)滿洲國に於ける日本國民の居住及滿洲國の課稅等に關する條約に基いて滿洲國に於ては、日本國法人に對し明年一月一日より營業純益に付其の百分の四の改正稅率を適用することになつてゐる。之との調和を圖る爲、南滿洲鐵道附屬地に於ても法人に對し同一の稅率を適用することとしたもので、昭和十二年一月一日より施行せられた。

退職積立金及退職手當法ノ供託國債ニ對スル權利ノ實行ニ關スル件

退職積立金及退職手當法に依り行政官廳が事業主に對し退職積立金、退職手當積立金又は退職手當及之が支給に充つる爲の準備積立金を運用することを許可する場合に於ては、必要と認むる額の國債を供託すべきことを又必要ありと認むるときは供託國債の増額を命ずることが出来る。労働者は其の國債に付他の債權者に先ちて辨濟を受ける權利を有し、其の權利の實行に關し必要な事項は勅令を以て定める事になつてゐるので、此の供託國債に對する權利の實行に關する手續を定めたものである。而して退職積立金及退職手當法の施行の日即ち昭和十二年一月一日より施行せられた。

重要肥料業委員會官制

重要肥料業統制法に依れば、肥料製造業組合は肥料の製造總數量及各組合に對する其の割當の決定、肥料の販賣價格の決定、其の他肥料の生産又は販賣に關する決定を爲したるときは命令の定むる所に依り其の實施前條め之を政府に届出で其の承認を受けねばならぬことになつて居り、政府は肥料の需給の圓滑又は價格の公正を圖る爲其の他公益上必要ありと認むるときは右決定の全部又は一部の變更又は取消の處分を爲す事が出来又公益上必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り期間を定め肥料の輸出又は輸入を制限する事が出来る事になつてゐる。而して前述の處分及制限其の他重要肥料業統制法施行に關する重要事項に付政府の諮問に應ぜしむる爲に重要肥料業委員會を置き其の規程は勅令を以て定むる旨規定されてゐるので、之に因りて今回内閣總理大臣の監督に屬する重要肥料業委員會が置かれたのである。本委員會は農林大臣及商工大臣の諮問に應じて前述の事項に付調査審議するのみならず、關係各大臣の諮問に應じて右事項以外の重要肥料業統制に關する重要事項に付關係各大臣に建議する事が出来るものであつて、會長一人、副會長二人、委員二十人以内を以て組織せられ、尙必要ある場合には臨時委員を置くことが出来る。會長は内閣總理大臣を以て副會長は農林大臣及商工大臣を以て之に充て、委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずることになつてゐる。尙附屬職員として幹事及書記が置かれてゐる。

外務部内臨時職員設置制中改正ノ件

勅令第四百五十二號

主として在外大邦人子弟の教育に關する事務に従事せしむる爲、在外公館に新に大使館理事官又は公使館理事官一人、副理事官一人及外務書記生三人を臨時増設したるものである。

商工省官制中改正ノ件

勅令第四百五十四號

精密工業用標度器及冶金工業用前照計の検査制度實施の爲、商工技師一人及商工技師一人を増員することとし、昭和十二年一月一日より施行された。

商工部内臨時職員設置制中改正ノ件

勅令第四百五十五號

陶磁器新製品の試験研究を爲し其の工業化に努める爲、陶磁器試験所の研究に係る自製陶磁器の中間工業的試験を行ふに要する技師一人、技師一人を陶磁器試験所に増員し、又石炭油の成果を良好ならしめる爲、石油化原料石炭の炭分除去に關する工業的試験を行ふに要する技師一人、技師一人を燃料研究所に増員したるもので、昭和十二年一月一日より施行された。

鑛山監督局官制中改正ノ件

勅令第四百五十六號

鑛山監督局に於て鑛業法の適用を受ける事業に於ける退職積立金及退職手当法施行に關する事務を掌らしめることとなり、之が事務處理に要する職員として、屬七人を増員する爲必要な改正を加へたものである。

臺灣總督府專賣局官制中改正ノ件

勅令第四百五十七號

臺灣島民は從來食用鹽として概ね天日原鹽を使用して居るが、文化の進展に伴ひ其の生活様式向上し、同鹽を以てしては時代の要求に適合せざるに至つたので、天日原鹽と煎乾鹽との中間製品たる粉砕洗滌鹽を供給する爲、之が製造に要する技師四人を増員し、又臺灣に於ける鹽草の需要は黄色種葉煙草を原料とするものが増加の傾向にあるので、之が原料政策を確立し、本島自産自給を圖る爲に、黄色種葉煙草耕作方法の基礎的研究に従事せしむる爲技師一人を増員したるものである。

臺灣總督府中央研究所官制中改正ノ件

勅令第四百五十八號

臺灣總督府中央研究所に於て、臺灣第一期馬政計畫（昭和十一年四月）に基づき、新に臺灣に於ける馬馬に關する試験研究を爲さしむる爲技師一人を、又臺灣特殊樹種の造林間伐の試験を爲さしむる爲、技師一人を増員したるものである。

臺北帝國大學官制中改正ノ件

勅令第四百五十九號

臺北帝國大學醫學部に於て、學年の進行に伴ひ既定の計畫に基き、病理學、寄生蟲學、藥理學、法醫學及內科學の各一講座計五講座を増設し、之に伴つて教授五人を増員するものであつて、昭和十二年一月一日より施行せられた。

臺灣總督府諸學校官制中改正ノ件

勅令第四百六十號

臺中師範學校では、八學校教員講習科を昭和九年度に於て暫く休止することを以て、學年の進行に伴ひ、昭和十一年度には同科を一學級減少することになつたので、教諭兼任一人を減員したものである。

臺灣省有財產評價委員會官制廢止ノ件

勅令第四百六十一號

臺灣省有財產評價委員會は臺灣拓殖株式會社對し、南洋羣島官有財產評價委員會は南洋拓殖株式會社對し、南洋羣島官有財產評價委員會は南洋拓殖株式會社對し、政府から出資する金錢以外の財産に付て政府の請願に應じて公正なる評價を行ふ爲設置せられたるものであるが、各其の權限に屬せしめられた評價を完了したので、之が官制を廢止したものである。

南洋羣島探險所官制廢止ノ件

勅令第四百六十二號

南洋羣島探險所に於ては南洋總督府の管理に屬するナンガウル島に於ける探險探検に關する業務を管掌してゐたのであるが、南洋拓殖株式會社の事業開始と同時に、其の事業の一切を同社に移管せられたので、之を廢止するの必要がなく其の官制を廢止したので、昭和十二年一月一日より施行された。

朝鮮總督府及所屬官署ノ船舶乗組員ニ食料及航海日當給與ノ件

勅令第四百六十三號

朝鮮に於て遠洋漁業の保護取締を實施する爲之に従事する朝鮮總督府及所屬官署の船舶の乗組員に對し、定常港外航行中の食料を供給し、又滿洲國以外の外國港灣に碇泊中は新に航海日當を給與することとしたものである。

陸海軍諸生徒死傷手當金給與令

勅令第四百六十四號

陸海軍諸生徒にして演習の爲自己の重大なる過失に因るのでなく死亡し又は傷瀉を受け或は疾病に罹り將來服役

航空三關スル教育ヲ優クル陸海軍諸生徒ニ保護賜金給與ノ件

勅令第四百六十五號

に堪へずして兵籍を除かれ若くは退學を命ぜられた者は、明治四十二年勅令第七十三號「陸軍士官候補生及陸軍諸生徒死傷手當金給與ノ件」又は同年勅令第九十五號「海軍候補生及海軍諸生徒死傷手當金給與ノ件」に依り、一時限り手當金を給與し得るのであるが、之等の勅令は大正十二年廢止せられた軍人恩給法を基礎として制定せられたものである爲現狀に適應せざるものと認められるので、之等を廢止し、新に現行恩給法を基礎として陸海軍共通の規定を制定したものであつて、昭和十一年八月二十日以後の死傷者に付適用せられる。

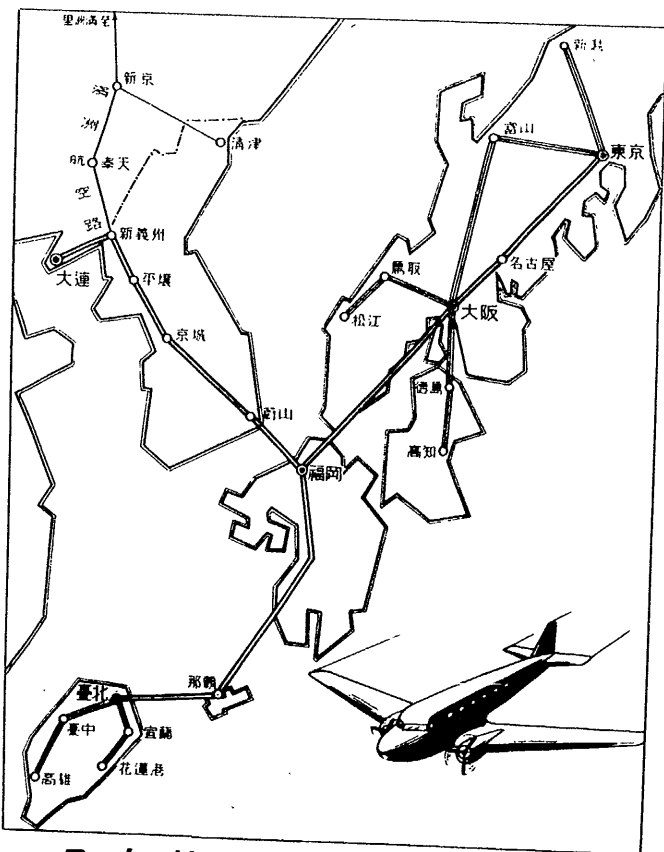
大正十年勅令第三百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件中改正ノ件

勅令第四百六十六號

スプレーン及びフォーク等の假織製食品類の輸入は昭和十年に於て三百餘萬圓に達してゐるが、更に之が助長に資する爲、從來此の種輸入品製造原料たる飼料又は成織の輸入税に付ては、其の製造者が之を輸入し且輸出品の製造に使用した場合に限つて輸入税を免除することと



伸びゆく航空路



日本航空輸送株式會社

本社 東京市芝區田村町 飛行館内 電代表銀 (57) 5756

なつてゐたのを、他の製造場に於て輸入し且或程度追加
工した材料を買取り自己の製造場に於て更に加工製造し
た場合に於ても、其の原料たる銅又は真鍮の輸入税を免
除することを認むるものとしたものである。

○昭和八年勅令第二百八十三號米穀統制法第九條
ノ規定ニ依リ米穀其ノ他ノ輸入税増加ノ件中改
正ノ件(勅令第四百十九號)

政府は米穀統制法第九條の規定に依り米穀の統制を固
爲すに必要ありと認むるときは勅令を以て期間を指定し
て米穀其の他穀類の輸入税を削減又は免除することが出
来る。此の規定に基いて昭和八年勅令第二百八十三號に依
り米及穀の輸入税は昭和十一年十二月三十一日迄毎百斤
二圓(前條統制法に於て)と定められてゐる、而して本年の米作
は内地外地を通じて相當の増収が豫想せられ、今米穀年
度に於ける米穀の供給も相當の過剩を來すものと認めら
れるので、仍引き續き昭和十二年十二月三十一日迄米及
穀の輸入税は現在の通り毎百斤二圓とするものとしたも
のである。

○外國人土地法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(勅令第四百七十七號)

朝鮮に於ける外國人等の土地に關する權利取得の實狀に
鑑みて、之等外國人等の土地に關する權利の享有に付禁

止又は制限を爲す必要があるので外國人土地法を朝鮮に
も施行し、而して同法に於ては國防上必要なる地區に於
ては勅令を以て外國人等の土地に關する權利の取得に付
禁止を爲し又は條件若し制限を附することを認むること
なつてゐるので之に基いて國防上必要なる地區の認定を
爲し、又陸軍大臣及海軍大臣が外國人等の土地に關する
權利の享有に關し處分を爲さんとする場合に於ては朝鮮
の特殊なる事情に鑑み豫め朝鮮總督と協議する要がある
から之を加へる等外國人土地法を朝鮮に施行するに付て
特に必要な改正を爲したものである。

○大正十一年勅令第二百七號關東州及南滿洲鐵道
附屬地ニ於ケル銀行三關スル件中改正ノ件(勅令第四百七十七號)

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける銀行の營業時間は従
來銀行條例に依ることになつてゐたのであるが、同地方
の標準時が改正された結果従来の營業時間では不便であ
る爲、之を同條例の特例として滿洲國駐劄特命全權大使
が別に之を定めるところとしたもので、昭和十二年一月一
日から施行せられた。

週報

第三十號

昭和二十一年一月十三日

- 新春を迎へて
國民諸君へ
(文部省) (廣田内閣總理大臣)
- 義務教育年限の延長
(大藏省主税局)
- 關稅制度改革の要領
(國際時事解説)
- 防共協定の國際的意義
(外務省情報部)

官報附録

昭和二十一年一月十三日發
昭和二十一年一月六日發
昭和二十一年一月一日發

五錢

週報

昭和二十一年一月一日發
昭和二十一年一月六日發
昭和二十一年一月十三日發

第十七號

(本書ノ大サハ國定規格A5判)

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(四)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市神田區錦町ノ二三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ年(前金) 五錢 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。 (外國郵便に依る地) (城鎮三四十錢) 要送料
	編輯者 情報委員會 印刷者 内閣印刷局 發行者 東京市神田區永田町 内閣總理大臣官舎内 東京市神田區大手町

官報附録週報別刷

昭和二十一年一月六日印刷發行

編輯者 情報委員會
印刷者 内閣印刷局
發行者 東京市神田區永田町
内閣總理大臣官舎内
東京市神田區大手町